

【様式編】

洪水時の避難確保計画

【施設名： ○○○ホーム 】

令和 元 年 ● 月 ▲ 日 作成

様式編 目 次

市町村に提出（様式6は自衛水防組織を設置した場合に提出）

1	計画の目的	1	} 様式 1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難地図	2	別紙 1
4	防災体制	3	様式 2
5	情報収集・伝達	4	様式 3
6	避難誘導	5	様式 4
7	避難の確保を図るための施設の整備	6	} 様式 5
8	防災教育及び訓練の実施	6	
9	自衛水防組織の業務に関する事項	7	様式 6

個人情報等を含むため適切に管理 ※市町村への提出は不要

10	防災教育及び訓練の年間計画作成例	8	様式 7
11	施設利用者緊急連絡先一覧表	9	様式 8
12	緊急連絡網	10	様式 9
13	外部機関等への緊急連絡先一覧表	10	様式 10
14	対応別避難誘導方法一覧表	11	様式 11
15	防災体制一覧表	12	様式 12

別添	「自衛水防組織活動要領（案）」	13	} 自衛水防組織 を設置する 場合のみ作成
別表 1	「自衛水防組織の編成と任務」	14	
別表 2	「自衛水防組織装備品リスト」	14	

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

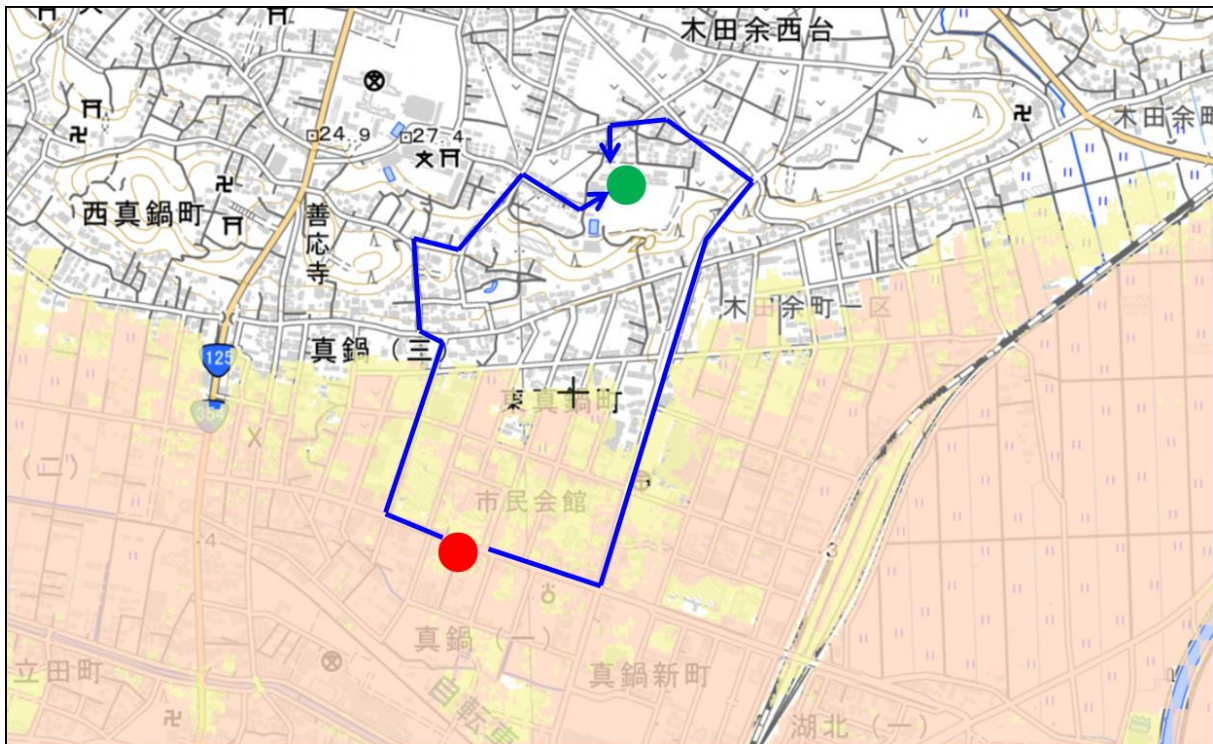
人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 ●● 名	昼間 ●● 名	休日 ●● 名	休日 ●● 名
夜間 ●● 名	夜間 ●● 名		

【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図

避難場所 : ●●●●●
 避難中の危険箇所 : ●●●●●



施設名	建物階数	浸水深	家屋倒壊等氾濫想定区域
〇〇〇〇	〇階	〇~〇m 未満	□ 内 ☑ 外

4 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <p>①【警戒レベル2】気象注意報（大雨・暴風）発表時</p> <p>②大雨・台風の接近等が予測されるとき</p>	注意体制確立	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応時の体制・役割等の際確認 ・夜間当直職員増員検討 ・日中サービスの中止判断 ・外来診療中止の判断 ・気象情報、水位等の情報収集 ・入所者、家族等への事前連絡 ・施設職員への情報周知 ・非常持ち出し品の確認 	<p>全職員</p> <p>情報収集 伝達要員</p> <p>情報収集 伝達要員</p> <p>避難誘導要員</p>
<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <p>①気象警報（大雨・暴風）発表時</p> <p>②【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始の発令時</p> <p>③氾濫警戒情報発表時（避難判断水位に達した時）</p> <p>・荒川（熊谷地点）：5.00m</p> <p>・利根川（八斗島地点）：3.90m</p>	警戒体制確立	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の避難判断及び指示 ・気象情報、洪水予報、水位等の情報収集 ・避難所開設状況の確認 ・関係行政機関等への連絡・通報 ・施設職員への情報周知 ・利用者の避難誘導 ・非常持ち出し品の持ち出し 	<p>情報収集 伝達要員</p> <p>情報収集 伝達要員</p> <p>避難誘導要員</p>
<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <p>①【警戒レベル4】避難勧告・避難指示（緊急）発令時</p> <p>②記録的短時間大雨情報または大雨特別警報の発令時</p> <p>③氾濫警戒情報発表時（氾濫危険水位に達した時）</p> <p>・荒川（熊谷地点）：5.50m</p> <p>・利根川（八斗島地点）：4.80m</p>	非常体制確立	<ul style="list-style-type: none"> ・施設全体の避難判断及び避難指示 ・施設内全体の避難誘導 	<p>情報収集 伝達要員</p> <p>避難誘導要員</p>

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ ラジオ インターネット ➢気象庁 (http://www.jma.go.jp/)
洪水予報 ・河川水位	インターネット ➢国土交通省川の防災情報 (https://www.river.go.jp/) ➢埼玉県川の防災情報 (http://suibo.saitama-river.info) ➢埼玉県河川砂防情報システム (http://pc2.saitamakasen-unet.ocn.ne.jp/dosya/)
避難準備・高齢者 等避難開始、 避難勧告、 避難指示（緊急）	防災行政無線 テレビ ラジオ インターネット ➢行田市 (https://www.city.gyoda.lg.jp/)

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

- ①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ②体制確立時、あらかじめ市町村と調整した事項について、市町村に報告する。

6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙 1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

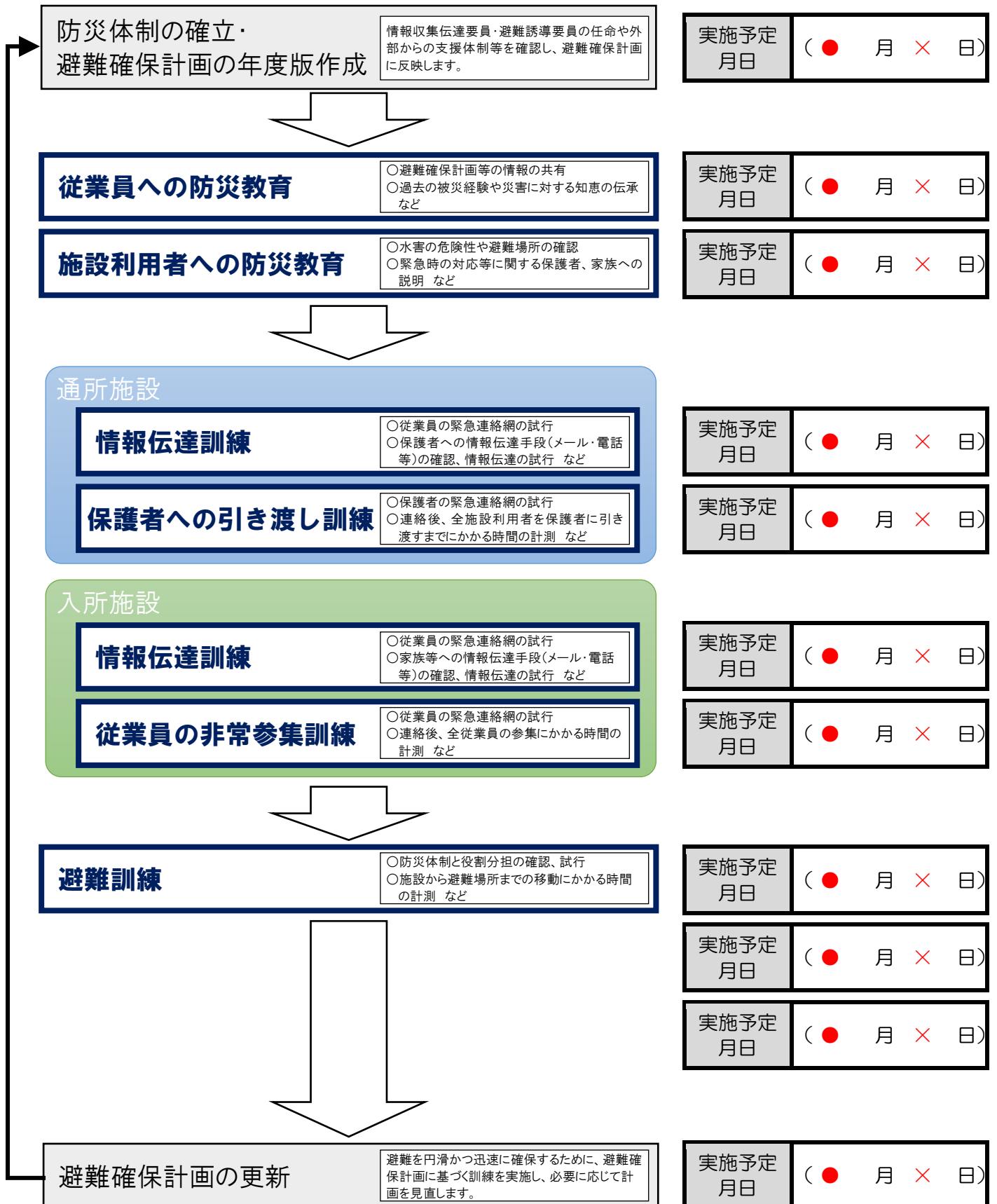
	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	●●小学校	(3 k) m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input checked="" type="checkbox"/> 車 (5) 台
屋内安全確保	3 階▲室 (最上階)		

9 自衛水防組織の業務に関する事項

※自衛水防組織を設置する場合には、様式 6 を参考に加筆・修正してください。
また、あわせて別添、別表 1・2 を作成してください。

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年●月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年●月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

10 防災教育及び訓練の年間計画作成例



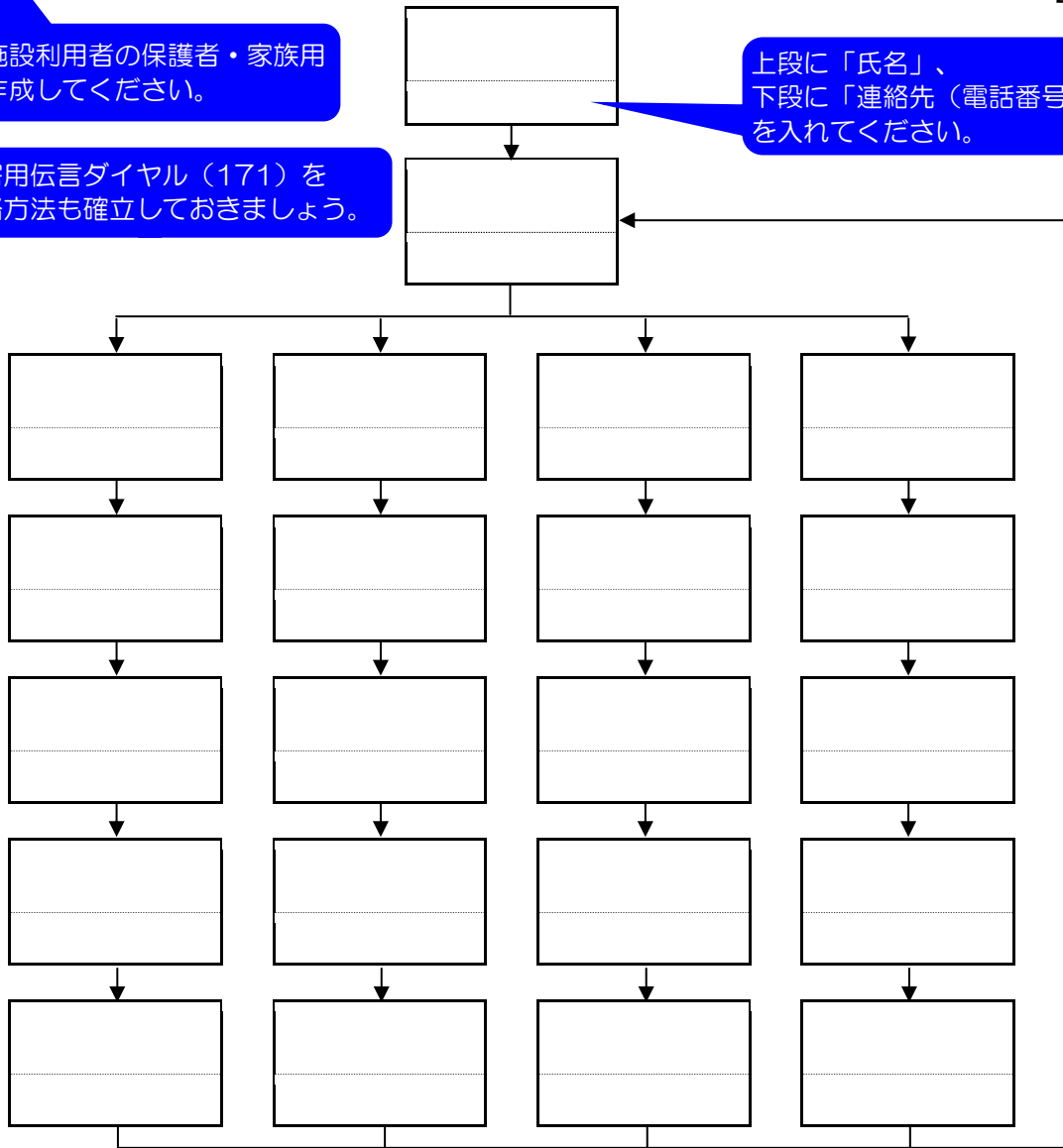
12 緊急連絡網

様式 9

従業員用と施設利用者の保護者・家族用をそれぞれ作成してください。

メールや災害用伝言ダイヤル（171）を利用した連絡方法も確立しておきましょう。

上段に「氏名」、
下段に「連絡先（電話番号）」
を入れてください。



13 外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式 10

連絡先	担当部署	電話番号	連絡可能時間	備考
行田市役所	市民生活部防災安全課	048-556-1111	8:30~17:15	災害の規模により 24時間対応
行田市役所	●●●●部○○○課	048-556-1111	8:30~17:15	
行田警察署		048-553-0110	24時間対応	110番通報も可
行田市消防署		048-550-2123	24時間対応	119番通報も可
避難誘導等の指導者				
医療機関				

管理権限者 () 代行者 ()

	担当者	役割
情報収集 伝達要員	班長 () 班員 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡

	担当者	役割
避難誘導 要員	班長 () 班員 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

別添 「自衛水防組織活動要領（案）」

自衛水防組織を設置する
場合のみ作成

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2）統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

（1）班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2）各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

（3）防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（1）自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（2）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

管理権限者 () (代行者)

	役職及び氏名	任 務
総括・ 情報班	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	避難 誘導班	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・ ・

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、 携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器 （タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料